

令和3年度化学物質のリスク評価検討会 報告書

2022年6月

厚生労働省

化学物質のリスク評価検討会

目次

1	はじめに	1
2	リスク評価結果の概要	1
	(1) 対象物質	1
	(2) 詳細リスク評価結果	1
	(3) 初期リスク評価結果	2

別紙 1 2022 年度リスク評価対象物質の評価結果（概要）

別紙 2 検討会参集者名簿

別紙 3 リスク評価検討会の開催経過

別冊 リスク評価書

(1) 詳細リスク評価書（4 物質）

No.075 タリウム及びその水溶性化合物

No.090 ピリジン

No.111 チオ尿素

No.112 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

(2) 初期リスク評価書（2 物質）

No.124 ジエチルケトン

No.125 N, N-ジメチルホルムアミド

参考資料 1 化学物質のリスク評価検討会開催要綱（抄）

参考資料 2 リスク評価の実施状況（2022 年 5 月〇日時点）

1 はじめに

職場において取り扱う化学物質の種類は多様で、取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は依然として後を絶たない状況にある。このため、事業者が自ら化学物質の有害性等とばく露レベルに応じて生ずる労働者の健康障害の可能性及び程度について評価（リスク評価）を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本である。

しかしながら、中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でなかったこと等を考慮して、平成 18 年度から、国は、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理の取組を実施している。

2 リスク評価結果の概要

(1) 対象物質

2021 年度リスク評価実施物質（詳細リスク評価 4 物質、初期リスク評価 2 物質）の有害性情報等は別紙 1 のとおり。

ただし、今回行ったリスク評価は、現時点において入手された資料・データを基にリスク評価を行ったものであり、リスク評価結果は将来にわたって不変のものではないため、引き続き情報収集に努めていく必要がある。

(2) 詳細リスク評価結果

ア 経気道ばく露に関するリスクが高いと判定された物質（3 物質）

✓ No.090 ピリジン

✓ No.111 チオ尿素

✓ No.112 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

本物質については、経気道ばく露のリスクに係る追加調査の結果、本物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通して、経気道ばく露によ

り労働者に健康障害を生じさせるリスクが高いと判定されたところである。

本物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査（以下「化学物質のリスクアセスメント」という。）を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

イ 経気道ばく露のリスクは低いと判定されたものの、経皮吸収のおそれが指摘されている物質（1 物質）

✓ No.075 タリウム及びその水溶性化合物

本物質については、経気道ばく露のリスクに係る追加調査の結果、経気道ばく露により労働者に健康障害を生じさせるリスクは低いと判定されたものの、経皮吸収が指摘されていることから、経皮吸収に関する知見や保護具等作業実態のデータを積み重ねる必要がある。

しかしながら、本物質は有害性の高い物質であり、かつ、経皮吸収によるばく露の可能性があることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

（3）初期リスク評価結果

ア 経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定された物質（1 物質）

✓ No.125 N, N-ジメチルホルムアミド

本物質については、初期リスク評価において経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定されたところである。

本物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

イ 経気道ばく露のリスクは低いと判定され、かつ経皮吸収のおそれの指摘もない物質（1 物質）

✓ No.124 ジエチルケトン

本物質については、初期リスク評価において経気道ばく露に関するリスクは低いと判定され、かつ、経皮吸収のおそれも指摘されていない。

しかしながら、本物質は有害性の高い物質であることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。